

通院移送費「誤解を与える説明改める」

小倉生健会の会員が通院移送費（通院のための交通費）の支給をケースワーカー（CW）に求めたところ「医者（医師）の証明書が必要です。そのあと会議にかけて、支払いができるかどうか検討します」と言われました。

相談を受けた生健会が「通院は既に認めており、高齢で深刻な病気をいくつも抱えている人が、4kmも歩いて通院するのですか？」「医者（医師）に意見書をお願いするのはCWの仕事であって、申請者に対してそんな説明をしたら、通院移送費の請求を躊躇してしまいます」「CWの仕事は、生活保護利用者に対して、病院からの通院証明の方法を分かりやすく伝えることではありませんか」と言いました。

CWも「その通りです。誤解を与えたかも分かりません。勉強になりました」と答えました。後日、CWから会員に「誤解を与えて申し訳ありませんでした。手続きをします」と電話がありました。

＝厚労省が通知＝

「ワクチン接種のための交通費（通院移送費）」も支給されるようになりました。

＜生活保護制度解説＞

生活保護費は、通常的生活費としての生活扶助費（60歳単身で73720円/月）と、借家の場合の住宅扶助費（29000円）の合計です。ほかに医療、介護、教育、出産、葬儀などは最低限の費用が支給されます。（年金などの収入があれば相殺されます）

今回の「通院移送費」は、病院への通院のための交通費です。これらを生活扶助費から出すと、生活扶助費が少なくなります。そのため保護法は「一時扶助費」として交通費を出すことになっていますが、保護課はすんなりと認めない傾向が強いので、生健会の出番となります。

名古屋市では 7・1万円でエアコン設置支援が実現 65歳以上の住民税非課税世帯・生活保護利用者などに

名古屋市では、生健会や日本共産党などから要求されていたエアコンの購入・設置費、上限7万1千円の制度を創設しました。

対象者は次の条件に全て該当する方です。

- ①名古屋市在住の65歳以上の方。
- ②市民税非課税世帯、生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付を受けている世帯。
- ③エアコンを1台も所有していない、エアコンが故障して冷風が出ない世帯。

病院や施設からの退院、退所者への事前申請者にも配慮されています。

更に、設置事業者の募集をし、市内90社の一覧表が添えられています。

事業者には、イオンやヨドバシカメラなど大手量販店もありますが、街の電気屋さんや、地元業者の支援にもなっています。

北九州市でも、生健会などが要求していますが実現していません。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



えっふん オリ・パラ強行！ 「この予測を覚えておこう」 「まるで太平洋戦争・インパール作戦のよう」の声も

この「会報」を、皆さんが読むのはオリンピック開催直前でしょうか？

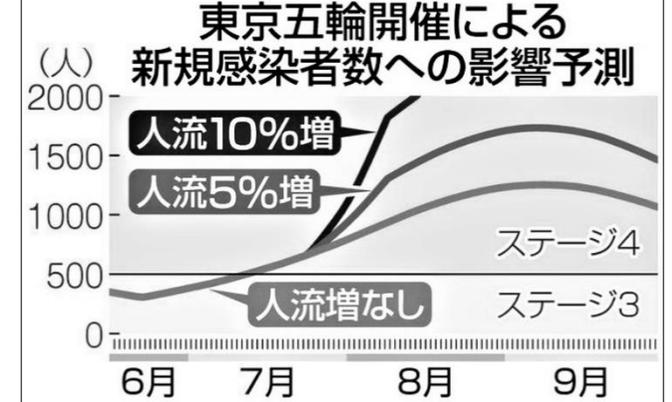
書いているのは6月下旬です。残念ですがリアルタイムではない月刊紙の弱点です。

緊急事態宣言が解除された直後、京都大学などや国立感染症研究所が、6月16日に開かれた厚生労働省の専門家会合に示した「東京都の感染予測」が衝撃的でした。

グラフは一目瞭然です。オリンピックを中止しても8月中旬には東京の感染者数は1000人/日になりますが、オリ・パラで人流が増えれば7月末には2000人近くと予測しました。パラリンピックが終わるのは9月5日です。

こんな予測を示されても、政府はオリ・パラ開催を強行します。このやり方に「まるで太平洋戦争・インパール作戦のよう」の声も多く上がっています。全くそのとおりです。

オリンピックを目指して多くのアスリートが頑張ってきました。安全に開催できれば多くの方がうれしいのは当たり前、しかし・・・。



専門家のこの警告を無視して開催強行。会報を読んでいただく頃にはどんな結果が出ているのでしょうか心配です。

◆オリンピック開催よりもエアコン支援を

オリパラ開催で医療関係者7千人、病院も30か所がオリパラ対応になります。

7月8月は、例年なら異常気象などの影響で熱中症がふえる時期です。本会報で紹介した名古屋市のような、低所得の高齢者世帯へのエアコン設置支援などが優先ではないでしょうか。



全生連

「要求運動交流会」開催
全国の生健会が緊急小口資金の活用、国保料引下げ、生活相談などの運動を交流しました。

ワクチン接種手続き、お手伝いしてます

「スマホやパソコンがないため予約できない」等々、ワクチン接種予約でお困りの方は、小倉生健会 090-1361-0876 八記博春へ、お電話を下さい。お手伝いしてます。



第8回 全国コロナ電話相談会

今回初めて20時まで行いました。4回線の電話に62件の相談が寄せられ、述べ12名の相談員が対応しました。

写真：全国コロナ相談会でインタビューに答える北九州市社保協 高木健康会長（KBC TVより）



6月8日に市議会へ陳情を提出しました。陳情文は裏面に掲載しています。

あなたも使えます、生活保護！

生活保護は、誰でもどこに住んでいても申請でき、生活に困っていると判断されれば、無差別平等に使えます。

OK



働いている使えます！

給料が最低生活費以下であれば、足りない分が支給されます。給料の一部は経費として認められるので、手取りは最低生活費に控除額を加えた金額になります。



年が若い使えます！

生活保護に年齢制限はありません。若くて健康な人でも、仕事を探しても見つからなければ、生活保護を使えます。

住民票を他の市町村にしている使えます！

現在住んでいる場所(居住地)の役所で生活保護を受けられます。ただし、外国籍の方は住民票を置いている市町村に申請しないとけません。

住む所が定まっていないうい(ホームレス状態)使えます！

現在あなたがいる場所(現在地)の役所で生活保護を受けられます。新住居の敷金等や布団・家財道具代も出ます。



持ち家がある使えます！

持ち家(自宅)があっても生活保護は受けられます。ただ、高価な場合*は売るように指導されることがあります。

*地域によって時価2000万円~3300万円程度が目安です。

*住宅ローンを払い続けることは原則としてできません。また持ち主が65歳以上であれば自宅を担保に生活費の貸付を受けるようにいわれることもあります。

年金や手当がある使えます！

国民年金や厚生年金、傷病手当金、労災保険、雇用保険、児童手当、児童扶養手当などがあっても最低生活費以下の額であれば、足りない分が支給されます。

車がある使えます！

国の通知でも、車の価値が低く、
①1年程度で再就職が見込める場合
②公共交通機関がない地域での通勤
③早朝深夜の通勤
④障害者の通勤・通院
⑤事業用に必要
等の場合には認められています。

